

学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助等

○ 学校施設環境改善交付金 大規模改造（バリアフリー化等）

- 所管省庁： 文部科学省
- ・対象事業者 地方公共団体
 - ・対象施設 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
 - ・対象事業 バリアフリー化等施設整備工事
（エレベーターの新設・更新や、自動ドア、スロープ、バリアフリースイッチの整備、障害のある教職員等が勤務する学校で特に必要と認められる工事 等）
 - ・補助割合 1/2（保有面積が 2,000m²未満の学校及び幼稚園は 1/3）

○ 国立大学法人等施設整備費補助金

- 所管省庁： 文部科学省
- ・対象事業者 国立大学法人等
 - ・対象施設 国立大学（附属学校を含む）、国立高等専門学校等
 - ・補助対象 施設・設備の整備等に要する経費
 - ・補助割合 定額

○ 私立学校施設整備費補助金

- 所管省庁： 文部科学省
- ・対象事業者 学校法人、準学校法人
 - ・対象施設 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程及び高等課程に限る）
 - ・対象事業 エレベーター、自動ドア、スロープ等の設置等のバリアフリー化工事
（「建築物移動等円滑化基準」を満たすために実施する工事等）
 - ・補助割合 1/3（小学校～特別支援学校、専修学校（高等課程））
1/2（大学～高等専門学校、専修学校（専門課程））

○ **バリアフリー環境整備促進事業**

所管省庁： 国土交通省

- ・対象事業者 地方公共団体、都市再生機構、民間事業者、協議会
- ・補助対象地域 三大都市圏の既成市街地等、人口 5 万人以上の市、都市機能誘導区域の駅周辺、バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づく条例を策定した区域 等
- ・対象施設 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物、バリアフリー条例による規制の対象となる建築物
- ・対象事業 既存建築物バリアフリー改修事業
- ・補助割合 1/3

○ **公共施設等適正管理推進事業債**

所管省庁： 総務省

- ・対象事業者 地方公共団体
- ・対象事業 ユニバーサルデザイン化のための改修事業
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく公共施設等のバリアフリー改修工事)
- ・事業年度 令和 4～8 年度
- ・充当率 90%
- ・交付税措置率 30% (財政力に応じて 30～50%)

○ **緊急防災・減災事業債（大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備）**

所管省庁： 総務省

- ・対象事業者 地方公共団体
- ・対象事業 指定避難所(体育館等)における避難者の生活環境の改善のための施設整備
(バリアフリー化に係る施設整備 等)
- ・事業年度 令和 3～7 年度
- ・充当率 100%
- ・交付税措置率 70%